

令和5年仙審第1号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年6月18日21時30分

宮城県阿武隈川河口付近

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

モーターボートB

総 ト ン 数 0.6トン

全	長	2.90メートル
登 録 長	4.84メートル	
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出	力 7キロワット	1キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備

Aは、船舶検査証書に日没から日出までの間の航行を禁止する旨を記載された、航行中の動力船を示す灯火を装備しない和船型のFRP製モーターボートで、船尾中央に船外機を備え、船尾端から約1メートル前方の右舷端に甲板上高さ約90センチメートルのマストを設け、同マスト頂部に赤色光と緑色光が交互に点灯する灯火（以下「点滅灯」という。）が取り付けられていた。

(2) Bの構造及び設備

Bは、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要なミニボートと呼称される白色全周灯を装備しないアルミニウム製モーターボートで、船尾に船外機を備えていた。

(3) 衝突地点付近の状況

衝突地点付近は、阿武隈川河口近くにある長さが663.2メートル幅11.5メートルの亘理大橋の橋げたの下で、同橋には左岸からP1ないしP8の8本の橋脚が約60メートル間隔で設けられ、その橋上には上流に向かって道路を照らすように14基の道路照明灯が約45メートル間隔で設置されていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和4年6月18日17時00分宮城県亘理郡亘理町所在の阿武隈川右岸の係留地を発

し、同川河口付近の釣り場に向かった。

なお、a 受審人は、平成 22 年 9 月に二級小型船舶操縦士の免許を取得していたものの、同 27 年 9 月に有効期間が満了して以降、更新手続きを行っていなかったもので、同免許が失効中であった。

a 受審人は、17 時 15 分前示釣り場に到着し、錨泊して釣りを開始し、17 時 45 分頃からアルコール濃度 6 パーセント 350 ミリリットル入りの缶酎ハイを飲み始め、18 時 30 分日没時刻が近づいてきたが、他船から視認されていなくても、他船の灯火を視認すれば自船が避ければよいものと思い、日没時刻前に帰航することなく、点滅灯を点灯して釣りを続けた。

a 受審人は、18 時 45 分頃に缶酎ハイ 2 本を飲み終えた後、釣りを終えて帰航することとして抜錨し、21 時 25 分頃釣り場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、船尾中央の物入れの上に腰を掛け、左手で船外機を操作して阿武隈川を西行した後、右舵を取って緩やかに回頭を始め、21 時 29 分少し過ぎ宮城県亶理郡亶理町所在の四等三角点蕨（以下「蕨三角点」という。）から 116 度（真方位、以下同じ。）1,110 メートルの地点で、針路を 345 度に定め、8.1 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、正船首 210 メートルのところに、錨泊中の無灯火の B が存在し、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、B の存在を認識することができないまま続航した。

こうして、A は、21 時 30 分蕨三角点から 107 度 990 メートルの地点において、原針路及び原速力で、その船首が B の左舷中央部に後方から 75 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力２の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好で、日没時刻は１９時０２分であった。

また、Ｂは、ｂ指定海難関係人が１人で乗り組み、友人１人を乗せ、両人とも救命胴衣を着用せず、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、釣りの目的で、船首０．２メートル船尾０．４メートルの喫水をもって、同日２０時１０分宮城県岩沼市所在の阿武隈川左岸を発し、亘理大橋付近の釣り場に向かった。

ところで、ｂ指定海難関係人は、夜間航行に当たり白色全周灯を装備していなかったが、発航を中止しなかった。

ｂ指定海難関係人は、無灯火のまま、亘理大橋付近及び中洲の周囲を移動しながら釣りを繰り返した後、衝突地点付近の釣り場に至り、２１時２０分船首を西方に向け、水深約５メートルの川底に重さ約２．５キログラムのダンフォース型アンカーを投じ、同アンカーにつないだ直径約８ミリメートルの合成繊維索（以下「錨索」という。）を約１０メートル伸出し、錨索に２．５メートル間隔で取り付けたフックを舷側に掛けて係止し、機関を停止して錨泊を開始した。

ｂ指定海難関係人は、友人が船首部で腰を下ろして左舷方を向いて釣りをを行う中、自らも船尾部で腰を下ろして左舷方を向いて釣りを始め、２１時２９分僅か過ぎ衝突地点で、船首が２７０度を向いていたとき、左舷船尾７５度２１０メートルのところのＡが、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、Ａの存在を認識することができずに錨泊を続けた。

ｂ指定海難関係人は、２１時３０分少し前道路照明灯に照らされたＡを初めて視認し、衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Ｂは、２７０度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、左舷中央部に凹損等を生じ、のち廃船処理され、Bの同乗者が腰椎捻挫等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、阿武隈川河口付近において、航行中の動力船を示す灯火を装備しないAが、日没時刻が近づいてきた際、同時刻までに帰航しなかったことと、白色全周灯を装備しないBが、夜間、発航を中止しなかったこととによって発生したものである。

a 受審人は、阿武隈川河口付近において、錨泊中、日没時刻が近づいてきた場合、日没から日出までの間の航行を禁止されていたから、同時刻までに帰航すべき注意義務があった。ところが、同人は、他船から視認されていなくても、他船の灯火を視認すれば自船が避ければよいものと思い、日没時刻までに帰航しなかった職務上の過失により、夜間、前路で無灯火のまま錨泊中のBに向首進行し、互いに視認することができずに衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月20日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正